

名古屋市告示第100号

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7年 3月 5日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）昭和62年10月 8日から令和11年 3月31日まで

（変更後）昭和62年10月 8日から令和16年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市東区葵二丁目及び葵三丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

6 事業計画の決定の年月日

昭和62年10月 8日

7 変更の年月日

令和 7年 3月 5日

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北・筒井都市整備事務所